

## 追加資料 - 4 PFI 事業者が加入する保険について

(仮称)稲城市立中央図書館等整備運営事業「入札説明書」第6 - 10 . 及び「事業契約書案」第84条に規定するPFI事業者(以下、「事業者」という。)が加入する保険は以下の条件とすること。

### 1 . 建設期間

事業者は、以下の要件を満たす建設工事保険及び第三者賠償責任保険に加入しその保険料を負担すること。

#### (1) 建設工事保険

- 保険契約者 : 事業者又は建設会社  
被保険者 : 事業者又は稲城市(以下、「市」という。)  
保険の対象 : 本件施設の建設工事  
保険期間 : 工事着工予定日を始期とし、本施設等(図書館、体験学習施設及び車両入出庫管理装置を含む)の引渡日を終期とする  
保険金額 : 建設費(設計費、工事監理費、確認申請手続き費、補助申請費、SPC経費(アドバイザー委託料、建中金利、金融機関手数料、SPCの設立費用)は含まない。)  
補償する損害 : 水災危険を含む不測かつ突発的な事故による損害

#### (2) 第三者賠償責任保険

- 保険契約者 : 事業者又は建設会社  
被保険者 : 事業者又は市  
保険期間 : 工事着工予定日を始期とし、本施設等(図書館、体験学習施設及び車両入出庫管理装置を含む)の引渡日を終期とする  
てん補限度額 : 事業者による提案  
補償する損害 : 建設工事に起因する第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

事業者又は建設会社は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅延無く市に提示するものとする。事業者又は建設会社は、市の承認無く保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。事業者又は建設会社は、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担するものとする。

### 2 . 維持管理期間

事業者は以下の要件を満たす施設・昇降機賠償責任保険、ビルメンテナンス業者賠償責任保険及び生産物賠償責任保険(又は類似の機能を有する保険、共済等を含む。)に加

入し、その保険料を負担すること。なお、下記条件と類似の機能を有する保険又は共済、維持管理期間中の他の保険と一体となった保険又は共済としても差し支えない。

(1) 施設・昇降機賠償責任保険

- 保険契約者 : 事業者又は維持管理会社  
被保険者 : 市、事業者、維持管理会社(維持管理業務を行う全ての下請け会社を含む)及び運営会社(運営業務を行う全ての下請け会社を含む)とする。  
保険の対象 : 本事業の契約対象となっている全ての施設を対象とする(図書館、体験学習施設、車両入出庫管理装置、昇降機を含む。)  
保険期間 : 本施設の引渡しの翌日から、本契約の終了までの期間(毎1～3年程度の期間ごとに都度更新を行う場合でもよい)  
保険金額 : 対人1億円/1名、事故10億円/1事故、対物5億円/1事故以上とする。  
自己負担額 : 5万円/1事故以下とする。  
補償する損害 : 施設(エレベータ含む)の所有、使用又は管理に起因して、第三者(市職員、施設利用者、通行者、近隣居住者を含む。)の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

(2) ビルメンテナンス業者賠償責任保険

- 保険契約者 : 事業者又は維持管理会社  
被保険者 : 事業者又は維持管理会社(維持管理業務を行う全ての下請け会社を含む)とし、受託物又は管理財物損害担保(図書館資料を含む)とする。  
保険の対象 : 本事業の契約対象となっている全ての施設を対象とする(図書館、体験学習施設、車両入出庫管理装置、昇降機を含む。)  
保険期間 : 本施設の引渡しの翌日から、本契約の終了までの期間(毎1～3年程度の期間ごとに都度更新を行う場合でもよい)  
保険金額 : 対人1億円/1名、事故5億円/1事故、対物10億円/1事故以上とする。  
自己負担額 : 5万円/1事故以下とする。  
補償する損害 : 本施設等の維持管理業務の欠陥に起因して派生した第三者賠償損害(施設等管理財物自体に対する事業者及び維持管理会社が負うべき対人・対物賠償を含む。)を担保する。

(3) 生産物賠償責任保険

- 保険契約者 : 事業者又は運営会社

- 被保険者 : 事業者及び運営会社
- 保険の対象 : 本事業の契約対象となっている全ての施設を対象とする。
- 保険期間 : 本施設の引渡しの翌日から、本契約の終了までの期間(毎1～3年程度の期間ごとに都度更新を行う場合でもよい)
- 保険金額 : 1億円/年間以上とする。
- 自己負担額 : 5万円/1事故以下とする。
- 補償する損害 : 運営業務における生産物(喫茶室運営や付帯事業運営における提供食品、販売物品を含む)の欠陥により派生した第三者(市職員、施設利用者を含む。)の身体(食中毒を含む)財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害